

茨木市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、在宅の重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成し、経済的負担の軽減を講ずることにより、日常生活の利便性の向上及び社会参加の促進に寄与し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2 助成対象者は、次の第1号から第4号までのいずれにも該当し、かつ、第5号から第7号までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) その者の属する世帯（住民基本台帳法第6条第1項に規定する住民票を編成する世帯をいう。第4において同じ。）の主たる生計維持者の前年（1月から6月までの間に申請する場合にあっては、前々年）の所得（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に規定する所得をいう。以下同じ。）の額から、同令第5条各項に規定する控除額（以下「控除額」という。）を控除した額が、同令第2条第2項に規定する額未満である者、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する者
- (3) 次に掲げる施設に入所等していない者
 - ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
 - イ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
 - ウ 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居
 - エ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設
 - オ 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
 - カ 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
 - キ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - ク 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
 - ケ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
 - コ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院

- サ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
 - シ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する施設入所支援を行う施設
- (4) 茨木市高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱（平成19年4月1日実施）第6に規定する茨木市高齢者福祉タクシー利用券の交付を受けていない者
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害が下肢、体幹、視覚及び内部の障害で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級に該当するもの
- (6) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第2条に規定する療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度がA判定に該当するもの
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表において1級に該当するもの
(助成対象経費)

第3 助成の対象経費は、第2に規定する者が重度障害者福祉タクシー（以下「タクシー」という。）を利用したときに支払う乗車料金とする。

- 2 前項のタクシーとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者が配置する事業用自動車。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号自動車交通局長通知）の「3. 車種区分」に規定する特定大型車及び大型車を除く。
 - (2) 道路運送法第3条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者が配置する事業用自動車
 - (3) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の登録を受けた者が配置する自家用自動車
 - (4) 道路運送法第78条第3号の許可を受けた者が配置する自家用自動車
(助成の申請)

第4 助成を受けようとする者は、茨木市重度障害者福祉タクシー利用券交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の属する世帯の主たる生計維持者の前年（1月から6月までに申請する場合にあっては、前々年）の所得及び控除額についての市町村長（特別区の区長を含

む。) の証明書、生活保護適用に関する証明書又は中国残留邦人等に対する支援給付に関する証明書

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

(助成の決定)

第5 市長は、第4第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて助成を決定する。

2 市長は、助成をしないことと決定したときは、申請者に対し茨木市重度障害者福祉タクシー利用券交付不承認決定通知書(様式第2号)により通知する。

(利用券の交付)

第6 市長は、第5第1項の規定により助成の決定をしたときは、申請者に対し茨木市重度障害者福祉タクシー利用券(様式第3号。以下「利用券」という。)を交付する。

2 交付する利用券の枚数は1月当たり4枚とし、申請日の属する月の月分から当該年度分を一括して交付する。

(利用券の有効期限)

第7 利用券の有効期限は、利用券を交付した日の属する年度の末日までとする。

2 利用券は、再交付しない。ただし、利用券を汚損したときは、当該汚損した利用券と引換えに、同一枚数の新しい利用券と交換するものとする。

(助成額)

第8 利用券1枚当たりの助成額は、500円(消費税等額を含む。)を限度とする。ただし、タクシーの乗車料金(第8及び第9において「乗車料金」という。)が500円に満たないときは、乗車料金を助成額とする。

(利用方法)

第9 第6第1項の規定により利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用券を使用してタクシーに乗車するときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、1乗車につき乗車料金が1,000円未満の場合は1枚、乗車料金が1,000円以上の場合は2枚までの利用券をタクシーの乗務員に提出することができる。

2 乗車料金が助成額を超えるときの乗車料金と助成額との差額は、利用者の負担とする。

(届出)

第10 利用者又はその家族は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、茨木市

重度障害者福祉タクシー利用券交付資格消滅届（様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 転出したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第2に規定する助成対象者でなくなったとき。
- (4) 利用券の交付を受ける必要がなくなったとき。

（交付の廃止）

第11 市長は、第10の届出があったとき又は利用券を交付する必要がないと認めたときは、利用券の交付を廃止する。

（利用券の返還）

第12 利用者又はその家族は、第11の規定により市長が利用券の交付を廃止したときは、未使用の利用券を市長に返還しなければならない。

（助成金の返還）

第13 市長は、利用券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用券の返還を命じるとともに、助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により利用券の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

（タクシー事業者）

第14 利用券を使用することができるタクシー事業者（道路運送法第4条第1項、第43条第1項若しくは第78条第3号に規定する許可を受けた者又は同法第79条に規定する登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、本市内を営業区域とする者のうち、本市と茨木市重度障害者福祉タクシーの配車について契約の締結を行った者とする。

2 タクシー事業者は、重度障害者福祉タクシーの利用申込みのあった利用者に対し、できるだけ優先的に配車するものとする。

（助成金の請求）

第15 タクシー事業者は、利用者から受け取った使用済みの利用券を1月ごとに取りまとめ、茨木市重度障害者福祉タクシー利用料請求書（様式第5号）及び茨木市重度障害者福祉タクシー利用状況報告書（様式第6号）に添付して市長に提出し、当該助成金を請求するものとする。

（助成金の支払）

第16 市長は、タクシー事業者から提出された請求書及び利用券等を確認し、適當と認めたときは、助成相当額をタクシー事業者に支払うものとする。

（その他）

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
(令和3年度の茨木市重度障害者福祉タクシー利用券の交付に係る特例)
- 2 令和3年度に交付する利用券の枚数は、第6第2項の規定にかかわらず、同項の規定により一括して交付する枚数に8枚を加えて得た枚数とする。この場合において、同項中「一括して交付する」とあるのは「交付する」と読み替えるものとする。
(経過措置)
- 3 この要綱による改正前の茨木市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱第11の規定により利用券の交付を受けた者に係る平成21年3月分の基本料金相当額等の支払については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

(準備行為)

- 3 申請手続その他改正後の茨木市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の実施前においても行うことができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分

の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第4関係）

茨木市重度障害者福祉タクシー利用券交付申請書兼同意書

(申請先) 茨木市長

茨木市重度障害者福祉タクシー利用券の交付を次のとおり申請します。

なお、審査のため、私及び私が属する世帯の住民基本台帳、課税台帳及び生活保護受給（又は中国残留邦人等に対する支援）の有無並びに私の障害種別・等級について、茨木市長が関係書類で確認することに同意します。

年　月　日

申請者～障害者本人	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒　　一 茨木市		
	電話番号	()		
	生年月日	年　月　日 (　歳)		
	障害種別	身体（下肢　体幹　視覚　内部） 1・2級	療育A	精神1級
現在の施設入所・入院等の状況	1 在宅（入所・入院していない） 2 施設に入所している 施設（ ） 3 病院に入院している 病院（ ）			）
※該当の番号に○をし、施設入所等の場合は施設名等を記入して下さい。				

※通知先や提出者が障害者本人と異なる場合は、以下もあわせてご記入ください。

通知先	□その他 続柄： ()	住所	
		氏名	
		電話番号	
提出者	□通知先と同じ □その他 続柄： ()	住所	
		氏名	
		電話番号	

様式第2号（第5関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市重度障害者福祉タクシー利用券交付不承認決定通知書

年 月 日付けて申請のあった茨木市重度障害者福祉タクシー利用券の交付については、次の理由で不承認と決定しましたので通知します。

1 申請者の氏名
住所

2 不承認の理由

様式第3号（第6関係）

(表紙 表)

茨木市重度障害者福祉タクシー利用券	
住 所	
氏 名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	
茨木市長	

(表紙 裏)

注 意 事 項	
<p>1 この利用券の再発行はしませんので、紛失等しないように大切に保持してください。</p> <p>2 この利用券に記載されている利用者以外は使用できません。この利用券を他人に譲渡するなど不正に使用したときは助成金の返還を求めます。</p> <p>3 この利用券が使えるタクシーは、茨木市が契約するタクシー事業者が配車するタクシーに限ります。</p> <p>4 タクシーを利用するときは、乗車料金から助成額の利用券1枚（500円）、2枚（1,000円）を差し引いた額を乗務員に支払ってください。ただし、乗車料金が1,000円未満の場合は1枚のみ、1,000円以上の場合は2枚までです（おつりは出ません）。</p> <p>5 この利用券を使用するときは、必ず障害者手帳を携行し、乗務員等から求められたときはこれを提示してください。</p> <p>6 次のいずれかに該当した場合は、速やかに届け出し未使用のチケットを返還ください。</p> <p>(1)転出したとき (2)死亡したとき (3)助成対象者でなくなったとき (4)利用券の交付を受ける必要がなくなったとき</p>	
問合せ先 茨木市福祉部障害福祉課 電話 072-620-1636	

(利用券 表)

茨木市重度障害者福祉タクシー利用券 No._____

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

※使用できる利用券は、1乗車につき2枚まで、おつりは出ません。

1,000円未満→1枚のみ 1,000円以上→2枚まで使えます。

乗 車 日	年 月 日
助 成 上 限 額	5 0 0 円
乗車料金総額	円
タクシー会社等	
車両番号	

(乗務員の方へ)

- 1 この利用券を使用できるのは、茨木市と契約しているタクシー事業者に限ります。
- 2 この利用券の提出があったときは、乗車料金から助成額（1枚なら500円、2枚なら1,000円）を差し引いた差額を受け取ってください。（おつりは出ません。）
- 3 障害のある方が利用されますので、乗降・運転の際には、ご配慮をお願いします。

茨 木 市 長

No._____

(利用券 裏)

利用できるタクシー事業者

事業者 電話番号

事業者 電話番号

様式第4号（第10関係）

年　月　日

(届出先) 茨木市長

(届出者)

住 所

氏 名

茨木市重度障害者福祉タクシー利用券交付資格消滅届

次の理由により茨木市重度障害者福祉タクシー利用券交付の資格が消滅したので届け出ます。

利 用 者	住 所	
	フリガナ 氏 名	
資格消滅年月日	年 月 日	
資格消滅の理由	<p>1 転出のため 2 死亡のため 3 その他</p> <p>[]</p>	

様式第5号（第15関係）

年　月　日

（請求先）茨木市長

（請求者）

所在地

団体名

代表者

（印）

茨木市重度障害者福祉タクシー利用料請求書

茨木市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱第15により、 年 月分の助成金を次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円（消費税等額含む。）

2 添付書類

- (1) 茨木市重度障害者福祉タクシー利用状況報告書
- (2) 使用済み利用券

様式第6号（第15関係）

茨木市重度障害者福祉タクシー利用状況報告書（　月分）

団体名（ ）